

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
20	育児休業給付金の支給延長に係る要件の見直し	厚生労働省 こども家庭庁	1
12	民生委員・児童委員の選任要件の見直し	厚生労働省	4
13	児童扶養手当等の受給資格確認に係る民生委員等の証明事務の見直し	こども家庭庁 厚生労働省	8
36	訪問型サービス等を実施する際の駐車許可に係る手続の見直し	警察庁	17
34	医薬品等の国家検定に係る都道府県経由事務の廃止	厚生労働省	20
6	医療法及び薬機法における病院等の基本情報の届出に係る手続の見直し	厚生労働省	25
35	学校給食費以外の学校徴収金を歳入歳出外現金として扱えるようにすること	文部科学省	27
39	日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけの明確化	厚生労働省	29
32	身体障害者福祉法第 15 条に基づく医師の指定に係る地方社会福祉審議会への意見聴取の義務付けの廃止	厚生労働省	30
33	指定障害福祉サービス事業者等が行う届出の合理化	こども家庭庁 厚生労働省	34

「育児休業」の延長を予定されている労働者・事業主の皆さまへ

育児休業の取得は、子どもが1歳になるまでです。

育児休業を延長することができるのは、
保育所などに入所できない場合です。

育児休業は、保育所などに入所できない場合に限り、1歳6か月まで（再延長で2歳まで）延長することができますが、制度を適切に運用するため、育児休業を延長する際は以下のとおり取り扱うこととなっています。

育児休業の延長を予定されている労働者の方、また、雇用する事業主の方はご注意ください。

育児休業の趣旨

育児・介護休業法では、労働者は、原則として子どもが1歳になるまでの間、育児休業を取得することができることとされています。



予定どおりの時期に円滑に育児休業から復職するためには、育児休業中から計画的に復職に向けた準備を行うことが重要です。復職後にも、例えば法律に基づく以下のような制度を利用することができます。これらの制度を上手に活用しながら、仕事と育児の両立を図りましょう。

労働者から請求があった場合は、事業主は原則これに応じなければなりません。

【復職後に利用できる制度の例】

- 所定労働時間を短くする短時間勤務制度（3歳まで）
- 病気やけがをした子の世話をするための看護休暇（年5日、子が2人以上の場合は10日）（小学校就学前まで）
- 残業（所定外労働）を免除する制度（3歳まで）

育児休業の延長ができる場合について

例外的な措置として、1歳になる時点で保育所などに入所できない等、雇用の継続のために特に必要と認められる場合に限り、1歳6か月まで（再延長で2歳まで）育児休業を延長することができます。



例えば、育児休業の延長を目的として、保育所などへの入所の意思がないにも関わらず入所を申し込み、その保育所などに入れなかったことを理由として育児休業の延長を申し出ることは、育児・介護休業法に基づく育児休業の制度趣旨に合致しているとは言えず、育児休業の延長の要件を満たさないこととなります。



延長の要件を満たさない申出があった場合の取扱いについて

育児休業制度を適切に利用していただくために、明らかに制度趣旨とは異なる育児休業の延長の申し出があった場合には、次のような取扱いを行うこととしています。

- 1 保育所などの入所申込みを行い、第一次申込みで保育所などの内定を受けたにもかかわらずこれを辞退し、第二次申込みで落選した場合には、落選を知らせる「保育所入所保留通知書」にこうした事実が付記されることがあります。（付記の有無等実際の運用は、自治体によって異なります。）
- 1 こうした付記がある「保育所入所保留通知書」を受け取った方は、第一次申込みの内定辞退にやむを得ない理由がない場合には、育児休業を延長する要件を満たさないため、育児休業の延長の申し出ができません。

< 事業主の方へ >

- 育児休業の申し出の際に、こうした付記がなされた「保育所入所保留通知書」が労働者から提出された場合、事業主が保育所などの内定を辞退した理由を労働者に確認し、やむを得ない理由がないと判断できる場合には、育児・介護休業法に基づく適正な申し出にはあたらないこととなります。

< 育児休業給付について >

- 育児休業給付金の申請の際に、こうした付記がなされた「保育所入所保留通知書」が提出された場合、ハローワークは、保育所などの内定を辞退した理由を本人に確認することとし、やむを得ない理由がない場合には、育児休業給付金が支給されないこととなります。

「やむを得ない理由」とは、内定の辞退について申込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等に変更があり、内定した保育所などに子どもを入所させることが困難であったこと等を指します。

育児・介護休業法に関するお問い合わせは、

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6210	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7167
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

厚生労働省トップページ > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 職場における子育て支援 > 事業主の方へ > 「育児・介護休業法について」のページに、育児・介護休業法に関する情報が掲載されています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

育児休業給付金についてのお問い合わせは、お近くの都道府県労働局・ハローワークへ